

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の却下の報告  
について

1 審査請求年月日

令和3年2月26日

2 審査請求人

住所

氏名

3 処分庁

東大和市立中央公民館長

4 審査庁

東大和市長

5 審査請求の趣旨

東大和市立中央公民館長が、2021年（令和3年）2月24日に審査請求人に対して行ったチラシ設置申請に対する口頭による不許可処分の取消し及び謝罪を求める。

6 裁決による却下の理由

ア 本件審査請求は、拒否処分がなかったとするならば、審査請求の対象を欠き、不適法である。

イ 拒否処分があつたとしても、チラシが宣伝する催し物が令和3年3月7日に開催されていることから、同日の経過により、法律上の利益は失われているため、本件審査請求は不適法である。

ウ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）においては、同法第45条から第49条までに定められているとおり、裁決に関するいずれの条文にも謝罪に関する事項は含まれていないため、謝罪請求は、法的根拠のないものとして不適法である。

7 裁決年月日

令和3年10月8日